

随意契約結果書

物品等の名称及び数量	令和８年度　ヘリコプター整備業務
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	支出負担行為担当官 中部地方整備局長 森本　輝 名古屋市中区三の丸2-5-1名古屋合同庁舎第2号館
契　約　締　結　日	令和　８年　４月　８日
契約の相手方の氏名及び住所	株式会社ＳＵＢＡＲＵ 東京都渋谷区恵比寿１丁目２０番８号
契約金額 （消費税及び地方消費税含む）	¥４８，１１４，０００－
予定価格 （消費税及び地方消費税含む）	¥４８，１２１，６８０－
随意契約によることとした理由	本業務は、中部地方整備局が保有し管理する回転翼航空機（以下「まんなか号」）の耐空証明の更新及び耐空証明の更新に係る整備を行うものである。 現在、まんなか号は、（株）ＳＵＢＡＲＵ　と令和４年２月２８日に契約締結した「ヘリコプター１式購入」の仕様書第２０条に基づく修補「ヘリコプター（まんなか号）修繕」を令和８年２月２６日に締結し、（株）ＳＵＢＡＲＵ宇都宮製作所で履行中である。（履行期間：令和８年１２月２５日まで） 一方、航空法第１４条の規定より、まんなか号の耐空証明の有効期限が令和８年４月２０日となっており、耐空証明の有効期間中に更新手続きに着手しなければ耐空証明の失効となり、継続的な運航が不可能となる。また、耐空証明の更新には航空法第１６条及び第１９条の規定より、必要な整備を実施しなければならない。 まんなか号は、（株）ＳＵＢＡＲＵ宇都宮製作所において修補作業を履行中であり、当該修繕と耐空証明に関わる整備を一体的に実施することにより、機体の構造及び状態に関する情報を十分に把握した体制の下で、安全かつ確実に品質の高い整備を実施することが可能となる。当該機体は、海外の航空機メーカーが設計製造した航空機であり、（株）ＳＵＢＡＲＵは当該機体について、国内における整備及び技術支援体制を有した事業者である。また、本業務を他の事業者を実施させる場合には、修補作業を中断した上で機体を移送する必要が生じるほか、整備の継続性及び安全性の確保の観点からも合理的ではなく、耐空証明の有効期限までに必要な整備に着手できない。 以上の理由を総合的に判断すると、本件を適切かつ確実に実施できる者は、まんなか号の修補を履行中であり、当該機体の構造及び状態を十分に把握した体制の下で整備を実施できる（株）ＳＵＢＡＲＵに限られることから、同社と随意契約を締結するものである。
備　考	